

共通事項（堺市上下水道事業管理者発注分） 新旧対照表（抜粋）

令和8年9月版

令和8年10月版

2 入札参加資格に関する事項

入札参加者は、以下の要件全てに該当する者であること。ただし、堺市上下水道局建設工事共同企業体取扱要綱（平成16年制定）又は堺市上下水道局特殊工事等共同企業体取扱要綱（平成28年制定）に基づく建設工事共同企業体及び設計共同体（以下これらを「共同企業体」という。）における他の構成員にあつては、(2)、(17)及び(18)を除く。

(1)～(19) (略)

(20) 建設工事にあつては、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。

(21) 建設工事にあつては、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「グループ企業」という。）が同一案件に入札を行っていないこと。なお、グループ企業に該当するかどうかの基準についての詳細は、後記26を参照すること。

(22) その他個別事項に定める要件を満たしていること。

3 入札参加資格審査申請に関する事項

入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。

(1)・(2) (略)

(3) 入札参加者は、次のアからエに掲げる書類等（以下「事前審査書類等」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイル（以下「ファイル」という。）で提出すること。なお、事前審査書類等について、本市が説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者あてのもの）

イ 組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、建設工事にあつては、本市は開札後に落札候補者に対し審査（以下「事後審査」という。）を行う際に、本書類を18(1)クの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。）

ウ 共同企業体による申請を行う場合にあつては、建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書の写し（協定書は協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。）

エ 電子契約の利用を希望する場合にあつては、電子契約利用申請書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）

2 入札参加資格に関する事項

入札参加者は、以下の要件全てに該当する者であること。ただし、堺市上下水道局建設工事共同企業体取扱要綱（平成16年制定）又は堺市上下水道局特殊工事等共同企業体取扱要綱（平成28年制定）に基づく建設工事共同企業体及び設計共同体（以下これらを「共同企業体」という。）における他の構成員にあつては、(2)、(17)及び(18)を除く。

(1)～(19) (略)

(削る)

(20) 建設工事にあつては、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「グループ企業」という。）が同一案件に入札を行っていないこと。なお、グループ企業に該当するかどうかの基準についての詳細は、後記26を参照すること。

(21) その他個別事項に定める要件を満たしていること。

3 入札参加資格審査申請に関する事項

入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。

(1)・(2) (略)

(3) 入札参加者は、次のアからエに掲げる書類等（以下「事前審査書類等」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイル（以下「ファイル」という。）で提出すること。なお、事前審査書類等について、本市が説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者あてのもの）

イ 組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、建設工事にあつては、本市は開札後に落札候補者に対し審査（以下「事後審査」という。）を行う際に、本書類を18(1)キの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。）

ウ 共同企業体による申請を行う場合にあつては、建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書の写し（協定書は協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。）

エ 電子契約の利用を希望する場合にあつては、電子契約利用申請書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）

(4)～(8) (略) 18 入札参加資格の事後審査 (1) 次に掲げる審査項目については、開札後に落札候補者のみ事後審査を行う。 なお、イ及びカについては、電子登録システムに登録されている情報に基づき審査するものとする。 ア～カ (略) <u>キ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)の加入状況(建設工事に限る。)(2(20)に掲げる要件)</u> <u>ク</u> グループ企業(建設工事に限る。)(<u>2(21)</u>)に掲げる要件) <u>ケ</u> 個別事項に定めるその他の要件 (2) (1)に掲げる項目のうち、ア(技術者等の雇用関係に係る要件を除く。)、<u>イ及びウの要件</u>、オのうち他工事等の配置状況並びに<u>キ</u>については、(3)に掲げる書類(以下「事後審査書類」という。)の提出日現在において、アのうち技術者等の雇用関係に係る要件並びにエ及びオのうち雇用状況については申請締切日現在において、<u>ク</u>については、申請締切日から入札書提出締切日までの間において満たしていなければならないものとする。また、カについては、入札時において電子登録システムに登録されている情報と一致していなければならないものとする。なお、ケの要件に係る審査基準日については、個別事項で定めるものとする。 (3)～(9) (略) 26 グループ企業について <u>2(21)</u>に記載するグループ企業とは、次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者をいう。 なお、基準については、堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」のページも併せて参照すること。 堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」 URL(https://water.city.sakai.lg.jp/jigyosha/keiyaku/kensetukouji/kanrenjyouhou/4081.html) (1)～(3) (略)	(4)～(8) (略) 18 入札参加資格の事後審査 (1) 次に掲げる審査項目については、開札後に落札候補者のみ事後審査を行う。 なお、イ及びカについては、電子登録システムに登録されている情報に基づき審査するものとする。 ア～カ (略) (削る) <u>キ</u> グループ企業(建設工事に限る。)(<u>2(20)</u>)に掲げる要件) <u>ク</u> 個別事項に定めるその他の要件 (2) (1)に掲げる項目のうち、ア(技術者等の雇用関係に係る要件を除く。)、<u>イ、ウ及びオ</u>のうち他工事等の配置状況については、(3)に掲げる書類(以下「事後審査書類」という。)の提出日現在において、アのうち技術者等の雇用関係に係る要件並びにエ及びオのうち雇用状況については申請締切日現在において、<u>キ</u>については、申請締切日から入札書提出締切日までの間において満たしていなければならないものとする。また、カについては、入札時において電子登録システムに登録されている情報と一致していなければならないものとする。なお、ケの要件に係る審査基準日については、個別事項で定めるものとする。 (3)～(9) (略) 26 グループ企業について <u>2(20)</u>に記載するグループ企業とは、次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者をいう。 なお、基準については、堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」のページも併せて参照すること。 堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」 URL(https://water.city.sakai.lg.jp/jigyosha/keiyaku/kensetukouji/kanrenjyouhou/4081.html) (1)～(3) (略)
---	---